

職員の営利企業への従事等に係る 許可基準等の具体化・明確化について

令和8年2月 山口県総務部人事課

1 地方公務員の兼業促進の背景 「地方公務員の働き方に関する分科会」（総務省）報告書（R7.6）

国報告書要旨

- 職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、公務以外でも活躍する職員が増えるとともに、そうした活躍が期待されている。
- 人材の流動化が進展する中、兼業という選択肢を増やすことで、公務職場の魅力向上に寄与し、離職防止や人材確保につながるといった効果にも期待。
- 社会貢献活動など公務外での活動を通じて得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながると考えられる。



- ◆ 兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各自治体に求められている。
- ◆ 職員個々のニーズに応える体制を整備することで、地域課題の解決に広く対応していくためには、地域の実情に即した兼業の許可基準を設定する必要がある。

（参考）一般職の地方公務員は、許可なく次の行為を行うことができない。【地方公務員法第38条第1項】

- ①営利企業の役員等の地位を兼ねること ②自ら営利企業を営むこと ③報酬を得ていかなる事業又は事務に従事すること

2 総務省通知の概要（令和7年6月11日付け総行公第72号）

- 1 営利企業への従事等について **許可制は維持**（地方公務員法や条例等の改正は行わない）。
- 2 兼業許可に関する **留意事項** や、許可基準を設定する際の **ポイント** を示す。
- 3 各団体は、住民の理解と納得を得られるよう、**地方公務員法の趣旨の範囲内で創意工夫**しながら、詳細かつ具体的な許可基準を設定するよう求める。

ポイント

● 許可基準の設定

基本的原則を満たす場合（全体の奉仕者としての性質を維持）においては、

- ✓ **営利企業の従業員との兼業も可能。** ⇒ 利害関係、報酬額、勤務時間数の確認・把握を求める
- ✓ **職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業を行うことも可能。**

≪ 基本的原則 ≫ ① 公務能率の確保 ② 公務の公正の確保 ③ 職員の品位の保持

● 許可基準の公表

職員が躊躇なく許可申請できるよう、**許可基準を公表、周知することが重要**。また、住民への透明性等の観点から、庁外に対しても許可基準を公表することが求められる。

● 許可基準の運用

許可に一定の有効期間を設定した上で、**兼業先の業務内容等の実態把握等を定期的に行う**べき。

- （その他留意事項）
- ① 職員の自発性を確保
 - ② 職員の健康確保に対する配慮
 - ③ 兼業しやすい職場づくり
 - ④ 住民への説明責任及び透明性の確保

3 兼業に係る本県の現状

- 本県では、営利企業従事（兼業）許可に当たり、明確な許可基準を定めておらず、人事委員会規則等に基づき、**許可の可否を個別に判断**している。
- 地方公務員法上は、任命権者の許可制となっているが、**許可基準が具体的でない**ことから、**国家公務員準拠の運用となっており、抑制的な取扱いとなっている**。

■許可基準（現状）

基本的原則(国)	県人事委員会規則
公務能率の確保	職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
公務の公正の確保	当該職員との間に特別な利害関係がなく、又はそのおそれがないこと。
職員の品位の保持	公務員としての信用を傷つけるおそれがないこと。
—	その他法の精神に反しないと認められること。

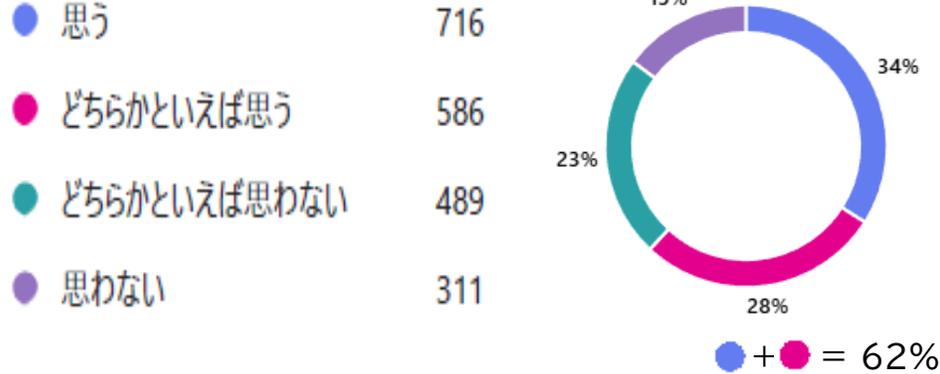
■許可状況

【許可件数】 令和4年度／32件 令和5年度／49件 令和6年度／43件

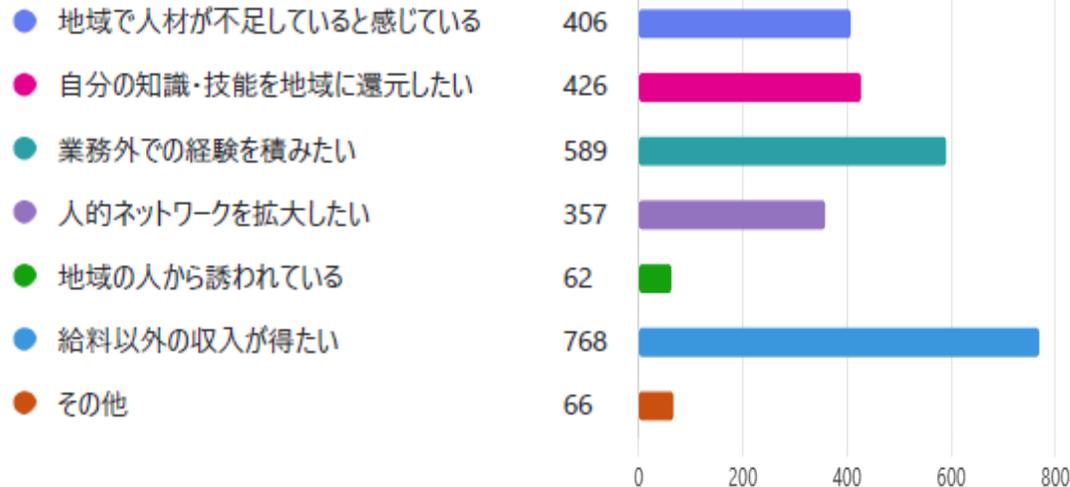
【許可事例】 消防団、選挙立会人、スポーツ推進員、地域クラブの指導員、大学等の非常勤講師、不動産賃貸、農業経営 等

4 兼業に関する本県職員の声（職員アンケート結果（R7.10））

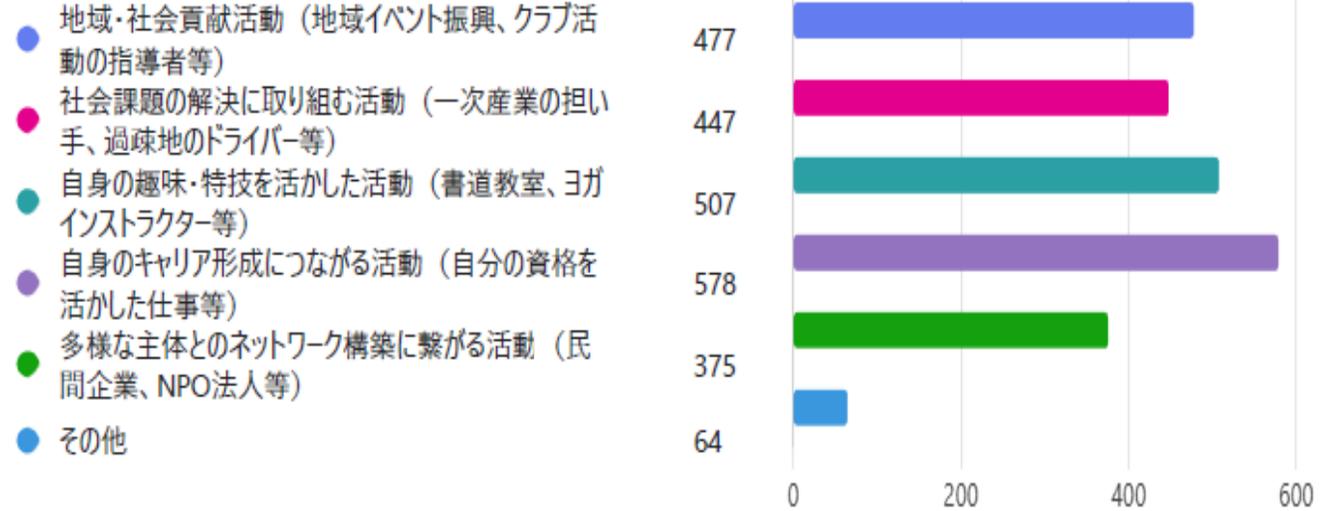
■兼業・副業に従事してみたいか。



■なぜ、兼業・副業に従事したいのか。



■どのような活動に従事したいか。



- 兼業・副業に従事したい職員が多く存在（6割超）。
※国家公務員へのアンケートでは3割超
- 兼業理由は、①給与以外の収入、②業務外での経験を積みたい、③自分の知識・技能を地域へ還元したい、の順。
- 兼業内容は、①自分のキャリア形成に繋がる活動、②自身の趣味・特技を活かした活動、③地域・社会貢献活動、の順。

5 本県における兼業の許可基準等の方向性（案）

兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、職員が地域の課題や実情に応じて兼業に取り組めるよう、許可基準及び手続きの具体化・明確化を行う。

POINT 1 基本的原則を満たす場合は、営利企業での兼業、自営兼業も可能

POINT 2 兼業可能な活動を類型化し
目的を明確化

POINT 3 兼業先の勤務時間数の上限を設定



目指すべき姿

- 職員の主体的なキャリア形成や自己実現を通じた能力向上
- 職員の積極的なチャレンジを応援する組織風土の醸成
- 自己成長と社会貢献が両立でき、「やりがい」・「働きがい」が感じられる職場の実現

県民と県職員のウェルビーイングの向上

【山口県人材育成・確保基本方針（人材育成の取組・現場での実践）】

職員が報酬を得て活動することは、自らの業務に対する責任感の高まりや専門的知識の向上等、高い効果が期待されることから、意欲のある職員が報酬を得て社会貢献活動に関わることができるよう支援する。

6 許可基準等の具体化・明確化（案）

許可基準

【前提条件】 全体の奉仕者としての性質上、職員が兼業を行う際には、**基本的原則を満たすことが必要**

≪ 基本的原則 ≫ ① 公務能率の確保 ② 公務の公正の確保 ③ 職員の品位の保持

➤ 上記に加え、新たに設定する以下の基準を満たせば、**営利企業との兼業や自営兼業も可能**

区分	現行	具体化・明確化（案）
兼業時間・対象業務	明確な基準等なし （個別判断）	① 兼業時間 ・週8時間又は1か月30時間 以内 ・勤務日は1日3時間 以内 ② 対象業務 兼業可能な活動を 類型化 （子育て、まちづくり、観光、農業振興 等）
営利企業との兼業	原則、許可しない	公益性が高く、かつ職員の能力向上が期待できる、以下のいずれかに該当する活動 ① その活動により、 地域課題の解決や県民サービスの向上など、広く不特定多数の利益の増進に寄与すること。 ② 従業者数が不足 しており、社会的需要が高いこと（民間の就業を阻害しないこと）。 【イメージ】手話通訳、観光ガイド、農事組合法人の業務支援、部活動外部指導員 等
自営兼業	・不動産賃貸 ・農業等 （家業継承のみ）	以下のいずれかに該当する活動 ① 職員個人の知識・技能 を活かした自営 【イメージ】スポーツ・芸術の教室主催、ハンドメイド品の販売、書籍への寄稿 等 ② 社会貢献や地域の実情 を踏まえた自営 【イメージ】地域振興イベントの主催、中山間地域の買物代行 等

6 許可基準等の具体化・明確化（案）

■運用に際しての留意事項への対応

留意事項	対応（案）
職員への周知	<ul style="list-style-type: none">○ 要領の策定や取組事例の紹介等を通じ、職員の兼業・副業の取組を推進○ 職員研修等での周知
職員の自発性の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 職員の意に反した動員的な運用の禁止について通知等で周知・徹底
職員の健康確保	<ul style="list-style-type: none">○ 所属管理職による定期的な実態把握及び人事課への報告の徹底※ 労働時間上限規制を意識した実態把握方法・目安等(Q&A)を整備することにより、労働基準法の規定を遵守
兼業しやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none">○ やまぐちワークスタイルシフトの推進
県民への説明責任	<ul style="list-style-type: none">○ 県HPに許可基準を掲載、毎年度許可件数を公表

■新基準の運用開始

令和8年4月1日以降に開始する兼業から適用